

広報かさま お知らせ版

2020

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から Tel 0296 (77) 1101 または Tel 0296 (72) 1111

岩間地区から Tel 0299 (37) 6611

■お知らせ

- | | |
|---|---|
| <p>①回覧文書を回す時はポストへ投函しましょう</p> <p>②新型コロナウイルス関連情報</p> <p>③笠間市から市民の皆様へ
新型コロナウイルス感染症にかかわる
市の支援策等をお知らせします</p> <p>④新型コロナウイルス感染症防止に伴う
事業等の中止・延期をお知らせします</p> | <p>⑤公共下水道管路布設工事に伴う交通規制
を行います</p> <p>⑥胃内視鏡検診が始まります</p> <p>⑦6月1日は「人権擁護委員の日」です</p> <p>⑧茨城県障害者スポーツ大会の参加者を
募集します</p> |
|---|---|

① 回覧文書を回す時はポストへ投函しましょう

現在、不要不急の外出自粛をお願いし、ご協力をいただいているところですが、広報かさまなどの回覧板は、市や地域の情報をお知らせする手段として重要な情報伝達手段の一つです。

引き続き発行を行ってまいりますので、回覧する際には、人同士の接触を極力減らすために、可能な限りポストへ投函するなどのご配慮をお願いいたします。

② 新型コロナウイルス関連情報

5月11日現在の情報です。

新型コロナウイルスに関連した情報は、日々変化していますのでご覧になった時点で相違が生じていることもあります。ご了承ください。

<県内の発生状況（5月11日現在）>

発生確認 168 例（うち、退院・退所 92 例、死亡 9 例）

※市内での発生は確認されておりません。

<感染拡大防止にご協力をお願いします>

自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。

私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。



問 健康増進課 Tel 0296-77-9145

③ 笠間市から市民の皆様へ 新型コロナウイルス感染症にかかわる 市の支援策等をお知らせします

休校・休館中の市内公共施設など

5月19日まで 筑波海軍航空隊記念館（5月20日から一部開館）

5月31日まで

- ・小中義務教育学校〈分散登校〉（学校体育施設開放事業・学校開放事業）、全体育施設（グラウンドを含む）、全児童クラブ、子育て支援センター、笠間市児童館（笠間キッズ館）
- ・その他公共施設
地域交流センター、いこいの家はなさか、笠間クラインガルテン、歴史民俗資料館、岩間体験学習館「分校」

6月1日まで 市立公民館（地区公民館を含む）、市立図書館

当面の間

笠間芸術の森公園内あそびの杜、ゆかいふれあいセンター、福ちゃんの森公園、かさま歴史交流館井筒屋、笠間の家、笠間つつじ公園、あたご天狗の森公園（フォレストハウス）、北山公園（BBQ・オートキャンプ場・管理棟）、市内公園等遊具

※石の百年館は5月12日から通常営業

※保育所、こども園等については実施しますが、ご家庭で保育が可能な方はできる限り登園を控えていただけますようご協力をお願いします。

中止・縮小をしている業務

- ・デマンドタクシー：土曜日の運休（5月31日まで）
- ・ごみの個人持ち込み
エコフロンティアかさま：5月16日の受け入れ中止（5月23日から通常受け入れ）
環境センター：5月17日まで月曜日・木曜日のみ受け入れ（5月18日から通常受け入れ）
- ・窓口延長サービス、日曜開庁：5月31日まで中止
- ・民間交番：5月31日まで休止

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯に対して、その対象児童一人あたり 1 万円の臨時特別給付金を支給します。原則、申請は不要です（公務員については市へ申請が必要です）。

対象児童 令和 2 年 4 月分の児童手当の対象となる児童（3 月分の対象となる児童を含む）

※3 月 31 日までに生まれた児童が対象。新高校 1 年生を含む。

給付額 対象児童一人あたり 1 万円

※支給時期は 7 月を予定しています。

問 子ども福祉課（内線 165）

妊婦へのマスク配布

対象 ①市町村で把握している妊娠中の方 ②新たに妊娠が判明した方

配布枚数 2 枚/月

※国から布製マスクが市に届きしだい配布します。

問 健康増進課 Tel 0296-77-9145

学生のみなさんへ笠間の農産物をお届けします

新型コロナウイルス感染症対策のため、アルバイト等ができず生活に支障をきたしている学生の方に笠間市の農産物を詰合せた「KASAMA BOX」を無償でお届けします。

対象 本人または親等が市内に住所を有し、学校教育法に定められる大学、短期大学、大学院および専門学校に在学中である平成 14 年 4 月 1 日以前に生まれた学生の方。一人 1 回限り。

申込方法 ホームページまたは農政課窓口で入手できる申請書に学校名、学部、学科、学年等、ご記入のうえ、学生証の写しとともに窓口へ直接または FAX、もしくは「いばらき電子申請・届出サービス」からお申し込みください。

申込期限 6 月 11 日（木）

申・問 農政課（内線 527） FAX 0296-77-1146

中小企業・個人事業主に向けた資金貸付（県と共同事業）

売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・個人事業主に対して当面の事業継続に必要な資金を貸し付けします。

対象者 県内に事業所を有し、引き続き 1 年以上事業を営んでいる中小企業者（詳細は市のホームページでご確認ください。）

貸付金額 200 万円（上限）

貸付期間 10 年以内（据置 5 年以内）

※10 年を限度に 1 回の延長可

貸付要件 無利子・無担保

問 笠間市商工会 Tel 0296-72-0844

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 Tel 0120-565653 9 時～21 時（土日・祝日も実施）

茨城県庁内 Tel 029-301-3200 24 時間（土日・祝日も実施）

中央（旧水戸）保健所 Tel 029-241-0100 9 時～17 時（平日のみ）

新型コロナウイルス対策における主な相談窓口

先の見えない新型コロナウイルス感染症の長期化で、感染の不安・生活の不安・行動制限などで精神的ストレス等が誰しも起きている状況です。自身の体調・こころの疲れに目を向けて、人に話す、聞いてもらうなど誰でも気軽に相談できる窓口を紹介します。

健康に関する相談（新型コロナウイルス感染症に関する相談含む）

【健康全般に関する電話相談】

＜保健センター＞

Tel 0296-77-9145（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

【健康や育児に関する個別相談】※予約が必要です。

予約：＜保健センター＞

Tel 0296-77-9145（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

会場：保健センター（毎週火曜日 午前9時～11時）

笠間支所（毎週火曜日 午前9時～10時30分）

地域福祉センターいわま（毎週木曜日 午前9時～10時30分）

こころに関する相談

＜保健センター「こころの相談」＞

Tel 0296-77-9145

精神保健福祉士による個別相談（要予約）：月1回 午後1時～4時

保健師による個別相談・電話相談：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

＜茨城県精神保健福祉センター「こころの相談」＞

Tel 029-243-2870（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

＜いばらきこころのホットライン＞ 祝祭日・年末年始除く

Tel 029-244-0556（月～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時）

Tel 0120-236-556（土・日曜日 午前9時～正午/午後1時～4時）

＜茨城いのちの電話＞

24時間受付/つくば：Tel 029-855-1000 水戸：Tel 029-350-1000

毎月10日（午前8時～翌日午前8時）/Tel 0120-783-556

＜働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」＞

産業カウンセラー等に相談：HP 検索

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談

＜子ども福祉課＞

Tel 0296-77-1101（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

＜家庭児童相談室＞

Tel 0296-70-5411（月～金曜日 午後1時～5時）

＜DV相談+（プラス）＞

ホームページにアクセスするとメール相談およびチャット相談ができます。

電話相談：Tel 0120-279-889（24時間受付）

HP <https://soudanpius.jp> メール相談：24時間受付 チャット相談：正午～午後10時

＜茨城県女性相談センター＞

Tel 029-221-4166（月～金曜 午前9時～午後9時/土・日・祝日 午前9時～午後5時）

＜茨城県警女性専用相談電話＞

Tel 029-301-8107（24時間受付）

＜NPO法人ウィメンズネット「らいず」＞

Tel 029-222-5757（水・金曜日（第5週・祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後3時）

児童虐待に関する通報・相談

＜子ども福祉課＞

Tel 0296-77-1101（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

＜家庭児童相談室＞

Tel 0296-70-5411（月～金曜日 午後 1 時～5 時）

＜児童相談所虐待対応ダイヤル＞

Tel 189→お近くの児童相談所につながります。

育児相談・母乳相談

保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談（要予約）・電話相談（随時）

＜保健センター＞

Tel 0296-77-9145（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

発達相談

＜こども育成支援センター＞

Tel 0296-73-4711（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

妊産婦に関する相談

＜子育て世代包括支援センター「みらい」＞

Tel 0296-78-3155（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

＜助産師なんでも相談（茨城県助産師会）＞

Tel 029-297-5433（月・水・金曜日 午前 10 時～午後 3 時）

障害や疾病・経済的問題（失業・収入の減少）などに関わる諸問題の相談

【住宅確保給付や生活保護受給の相談】

＜社会福祉課＞

Tel 0296-77-1101（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

生活困窮の相談（生活福祉資金貸付等）

＜社会福祉協議会＞

Tel 0296-77-0730（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

国保加入者の傷病手当金の相談

国保税・後期高齢者医療保険料の減免および納付猶予に関する相談

国民年金保険料の減免に関する相談

＜保険年金課＞

Tel 0296-77-1101（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

介護保険および介護保険料の減免に関する相談

高齢者に関する相談 【介護保険サービス・見守りあんしんシステム等】

＜高齢福祉課＞

Tel 0296-77-1101（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

高齢者の総合的な支援に関する相談 【介護予防、認知症、高齢者虐待等相談】

＜地域包括支援センター「ほのぼの」＞

Tel 0296-78-5871（月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

かさめ～るにご登録ください。



帰国者・接触者相談センターへの相談目安が変更になりました

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

新たな 相談目安	・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方(※)で、発熱やせきなど、比較的軽い風邪の症状がある場合(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ・上記以外の方で、発熱やせきなど、比較的軽い風邪の症状が続く場合 症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
妊婦の方へ	妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等にご相談ください。
お子様を お持ちの方へ	小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

※この目安は市民の皆さまが相談する目安です。

これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

※帰国者・接触者相談センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【帰国者・接触者相談センター】

相談先	電話番号	FAX 番号	受付時間
茨城県庁内	029-301-3200	029-301-6341	24 時間対応（土日・祝日を含む）
中央保健所 （旧水戸保健所）	029-241-0100	—	平日 午前 9 時～午後 5 時

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

- ・複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチなどを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

【感染拡大を予防する「新しい生活様式」について】

新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。みなさんお一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎましょう。



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の 3 つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ・人との間隔は、できるだけ 2m（最低 1m）空ける。
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは 30 秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）

※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ・まめに手洗い・手指消毒 ・咳エチケットの徹底 ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保 ・「3 密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物 ・通販も利用 ・1 人または少人数ですいた時間に ・電子決済の利用
 ・計画をたてて素早く済ます ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
 ・レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等 ・公園はすいた時間、場所を選ぶ ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
 ・ジョギングは少人数で ・すれ違うときは距離をとるマナー
 ・予約制を利用してゆったりと ・狭い部屋での長居は無用
 ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用 ・会話は控えめに ・混んでいる時間帯は避けて
 ・徒歩や自転車利用も併用する

食事 ・持ち帰りや出前、デリバリーも ・屋外空間で気持ちよく ・大皿は避けて、料理は個々に
 ・対面ではなく横並びで座ろう ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
 ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事 ・多人数での会食は避けて ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務 ・時差出勤でゆったりと ・オフィスはひろびろと
- ・会議はオンライン ・名刺交換はオンライン ・対面での打ち合わせは換気とマスク

④ 新型コロナウイルス感染症防止に伴う事業等の中止・延期 をお知らせします

5月12日現在、笠間市での新型コロナウイルス感染症の方は確認されていませんが、感染防止のため、下記の事業が中止・延期となります。

内容	実施判断	問
令和2年度 「かさま志民大学」「かさま子ども大学」	中止	笠間公民館 TEL 0296-72-2100 友部公民館 TEL 0296-77-7533 岩間公民館 TEL 0299-45-2080
在宅子育て支援事業「ママ・ホリデー」	延期	子ども福祉課(内線 162) くるす保育所 TEL 0296-72-0563 ともべ保育所 TEL 0296-77-6105
6月2日(火): 特設無料人権相談 (市民センターいわま)	中止	社会福祉課(内線 157)

最新情報は、市ホームページでご確認ください。



最新情報はこちら

⑤ 公共下水道管路布設工事に伴う交通規制を行います

公共下水道管を布設する工事に伴い、交通規制を行います。交通の際には、工事看板および交通誘導員の指示に従って通行してください。付近にお住まいの方、通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

規制期間 5月下旬～10月中旬(予定)

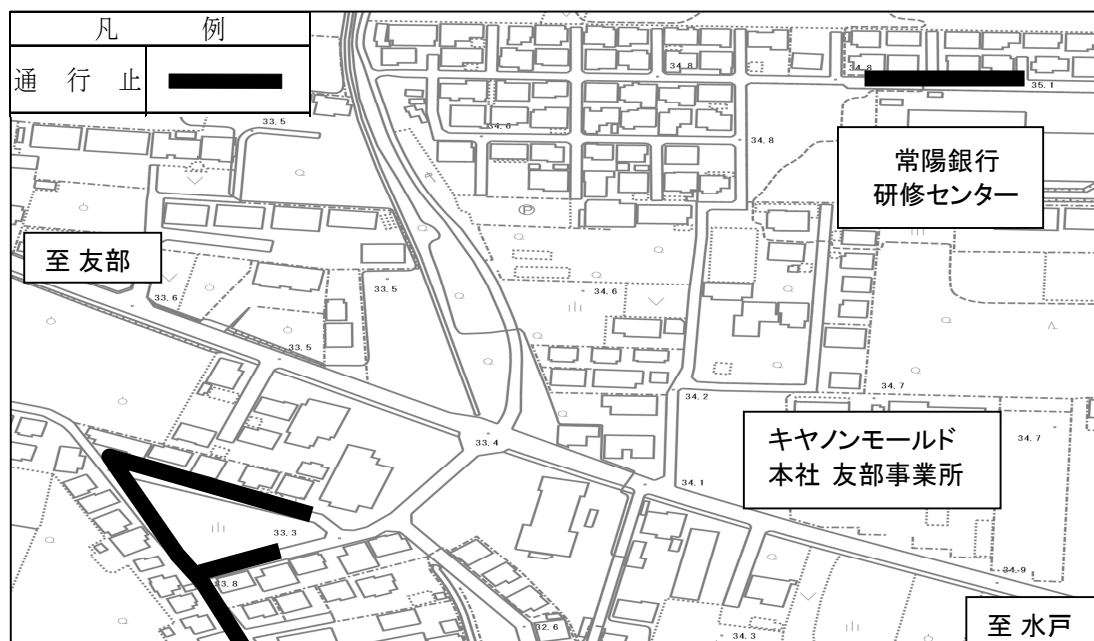
規制区間 笠間市鯉淵地内(東ヶ丘団地東側を約70m)(柿橋公民館より東へ200m南へ50m地点より、約220m)

規制内容 全面通行止: 午前8時30分～午後5時

※工事箇所および通行止め区間は順次移動します

施工業者 (株) マルニ工業

問 下水道課(内線 71141)



⑥ 胃内視鏡検診が始まります

集団検診で実施する「胃部 X 線(バリウム法)検査」に加えて、7 月から「胃内視鏡検査(医療機関検診)」を導入します。

※新型コロナウイルス感染状況により、各医療機関における開始時期の遅延、検診人数の制限、休止の対応を行う可能性があります。

実施期間 7 月 1 日(水)～11 月 30 日(月)

受診方法

1. 医療機関で問診を受けて検診の予約をいれて下さい。
※問診時、お薬手帳がある方はご持参ください。
2. 受診券を保健センターから受け取ります。(郵送可)
※郵送の場合、約 1 週間程度かかります。受診券は発行日より 2 か月間有効です。
3. 医療機関に受診券と個人負担金、健康保険証を持参して受診してください。

実施医療機関一覧

医療機関検名	住所	電話番号
あやか内科クリニック	笠間市八雲 2-5-25	0296-71-3022
石本病院	笠間市石井 2047	0296-72-4051
茨城県立中央病院	笠間市鯉渕 6528	0296-77-1121
笠間市立病院	笠間市南友部 1966-1	0296-77-0034
河村医院	笠間市笠間 223-2	0296-72-2121
常陸クリニック	笠間市旭町 472-1	0296-78-5911
ふじえだクリニック	笠間市東平 3-1-40	0296-71-5500

対象 50 歳以上の方(2 年に 1 回)

- ・食道、胃(ピロリ菌除菌中の方含む)、十二指腸疾患で治療中の方、経過観察中の方は対象になりません。
- ・のど(咽頭)、呼吸器、心臓、高血圧、肝機能障害で治療中の方、明らかな出血傾向のある方、アレルギー体質の方は医師にご相談ください。
- ・上記に該当しない場合でも、医師の判断により検診をお断りする場合があります。詳しくは直接医療機関にお問い合わせください。

個人負担金 3,800 円

その他

- ・同年度内に胃内視鏡検診と胃エックス線検診の両方を申し込むことはできません。
- ・胃内視鏡検査とともに生検や治療等を行った場合や内視鏡検査後の精密検査を行った場合は保険診療となり、検診費用とは別に費用がかかります。
- ・気になる症状があるときは、検診を待たずに医療機関を受診してください。

問 保健センター TEL 0296-77-9145

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の電話相談窓口

帰国者・接触者相談センター

茨城県庁内 TEL 029-301-3200 24 時間(土日・祝日も実施)

FAX 029-301-6341

中央(旧水戸)保健所 TEL 029-241-0100 9 時～17 時(平日のみ)

⑦ 6月1日は「人権擁護委員の日」です

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け法務大臣から委嘱された民間人で、地域の皆さんからの人権相談を受け、解決のお手伝いをしたり、皆さんに人権について関心を持ってもらえるようなさまざまな啓発活動を行っています。

相談窓口		受付時間
みんなの人権 110 番	TEL 0570-003-110	月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権 110 番	TEL 0120-007-110	
女性の人権ホットライン	TEL 0570-070-810	
インターネット人権相談	HP https://www.jinken.go.jp/	24 時間

問 水戸地方法務局人権擁護課 TEL 029-227-9919

⑧ 茨城県障害者スポーツ大会の参加者を募集します

県内の身体障がい者がスポーツを通じて、自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がいに対する理解と認識を深め、交流を広めることを目的に開催されますので、出場を希望する方は次のとおりお申し込みください。

開催日	競技名
9月13日(日)	ソフトボール、バレーボール、サッカー、フットベースボール
9月19日(土)	レクリエーション
9月26日(土)	バスケットボール

場所 笠松運動公園（ひたちなか市大字佐和 2197-28）

申込方法 窓口で直接お申し込みください。申込書はホームページからダウンロードできます。

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/7-3.html>

申込期間 6月15日（月）～7月22日（水）

申 社会福祉課（内線 154） 笠間支所福祉課（内線 72134） 岩間支所福祉課（内線 73173）

問 社会福祉課（内線 154）FAX 0296-77-1162

電子回覧板をご活用ください

区長を通して回覧・配布している文書を、電子回覧板として笠間市ホームページで公開しています（区長文書が休みの週を除き、毎週木曜日に公開）。

電子回覧板の閲覧方法

笠間市ホームページのトップページから「電子回覧板」で検索して、ご覧ください。

問 秘書課（内線 225）